

会 議 結 果 報 告 書

令和3年12月10日

会議の名称	令和3年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和3年11月22日（月）10時00分～11時55分
開催場所	志木市役所第1庁舎第3会議室
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、上田将史委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員（計 6人） さいたま家庭裁判所 小野主任書記官（計 1人）
欠席委員	なし（計 0人）
説明員	村上孝浩福祉部長 共生社会推進課 中村修課長、黒澤多恵主幹、 高山佳明主査（計 4人）
議 題	（1）第2期成年後見制度利用促進基本計画の進捗について（資料1） （2）志木市基幹福祉相談センターについて（資料2） （3）【厚生労働省】次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめについて（資料3） （4）その他
結 果	審議内容の記録のとおり（傍聴者 0人）
事務局職員	村上孝浩福祉部長、中村修共生社会推進課長、黒澤多恵主幹、 高山佳明主査、広野晶子社会福祉士
署 名	（議 長） （署名人）
1 開会 2 あいさつ 会長）第2期成年後見制度利用促進計画も着々と進めている。3つの機能が統合した「福祉の相談窓口」として基幹福祉相談センターが2年目を迎えた中で、引き続き、後見ネットワークセンターを中心とした成年後見制度利用促進について審議を行っていききたい。 3 議 事 （1）第2期成年後見制度利用促進計画について 説明員）成年後見制度利用促進に係る取組として、39事業69項目について進めている。結果として○の達成が42件、▲の一部達成が5件、－は他の要因・その他で未実施となっており22件、これは新型コロナウイルス感染症による未実施、必要に応じての実施となっていたことが要因である。	

障がい者関係の主な事業として、取組番号2の保健・医療・介護・福祉による自立支援、重症化防止との連携については、自立支援協議会を令和2年度に4回開催した。市として障がい者の権利擁護、親亡き後の生活拠点をどうするか等について協議を行った。参考に添付したチラシとして、来月12月4日には、電話リレーサービスについての講演会も予定しており、引き続き後見制度も含め協議していきたい。

取組番号3の医療介護連携推進事業について、昨年度は「朝霞地区入退院支援ルール」を作成し、医療・介護連携の基礎となるものを作成した。今年度は、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、人生会議の普及啓発を医療・介護職から行い、「人生のしまい方」という映画を視聴する会を設けた。また、埼玉県ACP普及啓発講師人材バンクという制度が始まり、市内医療機関である柳瀬川ファミリークリニックの医師が登録されたため、今後は、市民後見人養成フォローアップ講座等で活用できるかと考えている。

取組番号13、20の市民後見人養成講座の取組は、昨年度スキルアップ研修では、新型コロナウイルスの影響もあり、密を避けるため2回に分けて実施した。今年度も年1回以上の実施と位置付けているが、12月4日の電話リレーサービスの講演会、また松井秀樹司法書士による後見制度と任意後見制度について、市公式Youtubeによる動画配信による講演会をフォローアップの一環として行う予定である。また、今年度の市民後見人養成講座修了生は4名となり、例年に比べて少なかった状況ということもあり、養成講座を隔年開催とし、代わりにフォローアップの充実を図っていきたい。具体的には、修了者の活躍の場、活動機会の充実、修了者同士がつながる場を定期的に設けるなどを進めていきたいと考えている。

委員) 39事業69項目のうち、未実施は20事業あるが、今後重点的にやっていくのは何か。

説明員) 未実施の中から重点的にというよりは、それぞれの事業を新型コロナウイルス感染症の影響があってもやり方の工夫で行えるよう進めていきたい。

委員) 優先度を決めているか。

説明員) 優先度は決めていないが、いずれも重要な事業なので、やり方を工夫してできる限り進めていく。ただ、例えば市長申立などの件数は、単純に増えればよいわけではないのでその点は配慮したい。

会長) 委員の方から、是非やって欲しいというものはあるか。

委員) 簡単には思いつかない。

委員) 取組番号7の後見ネットワークセンターを含む中核機関による各分野の横断的支援における長寿応援課の取組状況として地域包括支援センターにおける成年後見制度の相談件数が目標と実績が同じ延べ100人となっているが実人数と合わせて確認したい。また、ACPの普及啓発は、県ACP人材バンク登録医師に成年後見制度と合わせて市民向けの普及も考えてもらいたい。

説明員) 令和2年度の目標、実績はいずれも延べ100人となっており、実人数は27人となっている。登録医師の活用については、フォローアップ研修の場での活用などを検討したい。

副会長) 取組番号1のネットワークについて、地域のネットワークをどう作るのか、これが最も大切。会議の回数、数字だけが大事ではない質的な積み上げが必要だと考える。達成、部分達成というまとめ方でなく質的な評価の工夫が欲しい。また、消費生活相談の再掲項目が多いので書き方を工夫するとよい。

説明員) 再掲については、再掲が何件なのかを別に記載するなど、表記の方法をあらためて考えたい。質的評価については、方法の検討を要する。

委員) 市民後見人は、令和2年度には2人が選任されたとなっているが、市民後見人にはどういうフォローをしているのか。また、親族後見人へのフォローはどの程度行っているのか。

説明員) 市民後見人へは、司法専門職によるフォロー面談を行っている。また、市民後見人の横のつながりができるよう、話し合いの場をつくるなどの支援を考えている。親族後見人へは、さいたま家裁では、自治体の相談窓口の案内一覧を用意している。親族からの相談は、今年度はこれまで24件の相談があるが、引き続き親族後見人のフォローにつながる取組みを行っていく。

委員) この計画は令和2年度から6年度までとなっているが、作成時には既にコロナの影響があったのはわかっていたのに、事業の実施について、コロナでできなかったという理由はおかしいのではないかな。

説明員) 計画は、令和2年度からとなっているが、策定は令和元年度中に行ったものである。令和2年度から新型コロナウイルス感染症が急速に広まったのもあり、中止せざるを得なかった事業もあるが、令和3年度は、そうした状況の中で工夫して行う方法が出てきているので、動画配信や密を避ける取組み等、工夫して実施することが問われることになる。

委員) ACPはそもそもコミュニケーションがとれていないと普及啓発ははかれない。ACPと成年後見制度は親和性があると思う。ACPの普及の中で成年後見制度の普及啓発をしてもらいたい。

会長) 埼玉県で市民後見人養成研修を行っているのは18市。うち、さいたま家裁管内ではさいたま市、川口市、和光市、志木市の4市。市民後見人が気軽に集まって話し合える場を作りたい。これはまだどこにもない。できたら全国初になると思うので進めていきたい。

(2) 志木市基幹福祉相談センターについて

説明員) 今年度上半期は、後見についての相談は全体の2.5%だった。生活困窮の相談が8割を占めている。生活相談の中にも後見制度の必要なケースもあると思われるが、後見の相談にまでは至らない。現在、司法専門職の先生には生活困窮の相談も受けていただいている。フードバンク(食糧支援)も生活困窮者相談支援の方法として強化して取り組んでいる。

会長) いろいろな相談が来るようになったのはよかったが、一方で後見の相談が薄くなってきている。お金の相談に強い相談員の確保が必要だと考える。後見の相談が一般の相談に埋もれないように、薄めてもらっては困る。権利擁護を大きく掲げてもらいたい。

委員) 相談者の属性をみていると、高齢者あんしん相談センターに来た後見の相談が後見ネットワークセンターの相談に流れてこない、高齢者あんしん相談センターからの相談が増えてこないのはどうしてか。

説明員) 相談が多いのは館地区だが、高齢化率が高いなどの特徴もあるが、高齢者あんしん相談センター館・幸町が、後見制度の講座を開くなどの活動を展開している。そうした取り組みにより、後見関係の相談が増えていると思われる。高齢者あんしん相談センターの会議にも後見ネットワークセンター職員が参加しているので、今後は、連携して成年後見制度の普及啓発に努めていきたい。

委員) 高齢者あんしん相談センターには後見制度についての相談があるが、そこで解決してしまっているのか。専門職がいるのでなるべくセンターにつないで欲しい。

委員) 高齢者あんしん相談センターで解決できるということは、たらい回しもないと言うことか。高齢者あんしん相談センターの満足度ともつき合わせてみたい。

会長) 国の基本計画では、任意後見制度にも取り組むべきとある。志木市はどういう取組をしているのか。相談項目の中に任意後見制度について入れておくとうい。

共生社会推進課長) 任意後見制度は、企画運営会議の中でも話題になっている。後見制度は現実に必要なってから、切羽詰まって初めて考える現実がある。まずは、若いうちから知っておく、周知していくことが大事。早い段階から考えていけるようにしていきたい。

会長) 任意後見制度について、パンフレットにも掲載したり、相談件数のカウントをしてもよい。

委員) 大勢を集めて啓発しても、みんなその時だけで、右から左に抜けてしまう。少人数の集まりだと発言もしやすい。大きなグループの後の会合などでコツコツやった方がよい。普及の仕方を考えてもよい。

共生社会推進課長) 少人数の集まりは、気兼ねなく話し合いが出来るので、普及には有効である。

委員) 町内会連合会も、協力していきたい。体操の集まりの後でお茶飲みしながらなど、考えていきたい。

委員) 大きな講演会でなく、小さなグループの場を設けるなど、いろいろな形での地道な取組を地域のコミュニティの中で、いろいろなルートで多様な取組を整えていく必要がある。

委員) 町内会など地域を見回してみると、高齢夫婦2人で住んでいる人が多く、みんな真剣に今後について考えていると思う。

(3) 【厚生労働省】次期成年後見制度利用促進計画中間とりまとめについて

説明員) 次期計画のポイントとしては、地域連携ネットワークの強化、意思決定支援、任意後見・保佐・補助の利用促進がポイントと考えている。地域連携ネットワークは、本市は中核機関が設置されているので、連携しやすい体制にはなっている。養成講座修了者が地域で活躍できる仕組みなどセンターが中心になって考えていく。また、意思決定支援についても今年度の養成講座修了者の研修テーマとし、任意後見制度等の利用促進も動画配信による講演と広報への掲載をきっかけに周知活動を進めていく。

会長) 成年後見制度の課題としては、3類型で良いのか、医師の判断だけで分けるのはどうかなど、現在の制度を使いやすくするには、法改正が必要である。成年後見制度を利用しなくてもことが足りてしまう商品を金融機関が出しており、これらが担っていけることとのすみ分けを考えていく必要がある。来年度、基本計画のとりまとめが出るのでパブリックコメントに審議会としても意見を出したいと考えている。

福祉部長) 後見制度の相談件数としては全体として減っているが、新型コロナウイルスの影響なのか見えない部分もある。現在、市では、全世帯を対象としたコロナ禍における市民意識調査を行っており、多くの方からの声を拾っている。数字だけではない部分にアンテナを張っていきたい。

(4) その他

家庭裁判所) 後見ネットワークセンターの相談件数が少ないことについて、裁判所としては自治体の相談窓口一覧を利用者に配布するなどの取組を行っている。広報活動として相談窓口のパンフレットを用意し、医療・金融機関に配布している自治体もあると聞いているので参考にしていきたい。また、親族後見人支援のための取組として親族後見人の集いを検討している自治体もあると聞いている。今年度、裁判所としては志木市の市民後見人養成講座の講師や裁判書見学の案内をさせていただいたが、引き続き利用促進のために出来る協力を行っていきたい。

次回会議日程 未定

4 閉会

以 上